

平成 19 年度

社会保険事業計画
(案)

社会保険庁

- ※1 各項目中の【目標】及び〔数値目標〕については、今後、厚生労働省から示されるものであり、変更が有り得る。
- 2 「Ⅱ 実施計画」中の下線部分が平成 18 年度社会保険事業計画からの主な変更・追加事項である。

目 次

	頁
I. 事業運営方針	1
II. 実施計画	7
1. 適用事務に関する事項	8
2. 保険料等収納事務に関する事項	15
3. 保険給付事務に関する事項	21
4. 年金相談等の充実に関する事項	27
5. 保健事業及び福祉施設事業に関する事項	29
6. 業務全般に関する事項	31
III. 月次計画	43
(1) 新規事業計画	44
(2) 表彰・月間・週間事業・調査計画	49
(3) 会議計画	52
(4) 広報計画（本庁実施分）	53
(5) 監察等計画（本庁実施分）	54
(6) 研修計画	55
(7) 保険局・年金局・地方厚生局関係	59
IV. 附属参考資料	63

I. 事業運營方針

事業運営方針

平成16年7月に開始した社会保険庁改革は、本夏で3年を経過する。

平成16年夏から「社会保険庁改革推進本部」を発足させ、様々な事業運営上の諸問題に対し、80項目の「緊急対応プログラム」をとりまとめ、①国民サービスの向上、②予算執行の透明性の確保、③個人情報保護の徹底、④保険料徴収の徹底、⑤組織の改革の5本柱の業務改革を開始した。

また、その後、平成17年度から平成19年度までの3年間を「改革のセカンドステージ」と位置づけ、平成17年9月にとりまとめた「業務改革プログラム」に基づく各般にわたる取組を推進してきた。

これにより、例えば、年金相談のサービス改善については、相談時間の延長や休日相談の実施、待ち時間の短縮、ねんきんダイヤルの実施、インターネットを活用した年金個人情報の提供などが図られ、保険料の収納対策については、コンビニやインターネットの活用などの納めやすい環境整備とともに、所得情報を活用した強制徴収や免除勧奨により、平成17年度の国民年金保険料収納率は、対前年同期比3.5%増の67.1%に改善するなど、一定の改革の成果は現れつつある。

平成19年度事業計画においても、業務改革プログラムに掲げた次の到達目標に向け、改革の取組を進める。

この際、社会保険庁の第一線機関である社会保険事務所と社会保険事務局においては、とりわけ、国民年金の保険料の収納率の向上対策を最優先の課題として、全力を注ぐこととする。

また、平成19年度からは、いわゆる団塊の世代の大量退職に伴い、年金相談等の業務の増加が見込まれることから、これに対する的確な対応に努める。

【業務改革プログラムに掲げた業務改革の到達目標】

①<法令に則った業務執行の徹底>

コンプライアンスの確立された業務執行体制を早急に整備する。

(到達目標)

- 職員一人一人について、社会保険制度に対する深い理解に基づく法令遵守意識の徹底を図る。
- 不適正処理の防止及び早期発見が可能となるチェックシステムを整備し、適正な事務処理を確保する。
- 不適正処理の早期発見及び是正を重視した実効性の高い監査業務を展開する。
- 組織内の日常的な業務執行ルールを確立・徹底する。

②<国民サービスの向上>

行政サービスのトップランナーとなるべく、国民のニーズに的確に対応した、よりきめ細やかで迅速なサービスの提供を実現する。

(到達目標)

- お客様の声に対応したサービス改善を継続的に推進する仕組みを整備し、高い満足度を得られるサービスを実現する。
- 社会保険事務所等に直接お越しただかなくても年金相談の目的が果たせるよう、電話応答率の向上や年金個人情報提供の充実等に取り組む。
- すべての国民が年金相談及び年金電話相談に満足できるものとなるよう、質の向上を図る。
- すべての被保険者及び年金受給者の記録の整備・管理を確実に行う。
- 全国のどの社会保険事務所等を利用した場合にも、迅速なサービスが確実に提供される体制を確立する。
- 全国のどの社会保険事務所等を利用した場合にも、全国共通の事務処理によるサービスが提供されるよう標準化の推進を図る。
- 定型的な業務の外部委託の徹底及び届書等の電子申請・磁気媒体化の推進による事務処理の効率化を図る。
- お客様の利便性の向上と効果的な業務の展開を図るため、社会保険事務所の配置等の見直しを行う。
- 全国健康保険協会の設立を見据え、保険者機能の強化を図り、地域の状況や利用者の声を反映した効果的な保健事業や情報提供の充実など被保険者サービスの向上を図るとともに、新たな事務処理体制の基盤を構築する。
- 企業において効率的に社会保険事務が実施されるための対応を推進する。

③<年金制度の周知徹底>

公的年金の意義・役割・有利性を分かりやすくお伝えし、公的年金に対する国民の幅広い理解を得る。

(到達目標)

- 創意工夫を凝らした年金広報・教育を推進し、国民の皆様の年金制度への理解を深める。
- 年金の受給権を確保するとともに、年金の低額化を防止する。

④<保険料収納率の向上>

負担能力に応じた公平な保険料負担を徹底し、公的年金制度の安定的な運営を図るための対策を強化する。

(到達目標)

- 所得情報等を活用した未納者に対する効率的・効果的な納付督促を展開するとともに、「量」重視から「質と量」を重視した収納対策への転換を図る。

- 強制徴収対象者の60万人への拡大及び徴収体制の抜本的な強化を図る。
- 保険料を納めやすい環境づくりを推進し、収納率の向上を図る。
- 民間のノウハウとの組み合わせにより、効率的で質の高い業務の実現を図る。
- 免除等申請者の手続負担の軽減を図るとともに、免除等を受けることが可能な者の申請漏れを防止する。
- 市町村・事業主・関係団体及び関係制度との新たな協力・連携体制を確立する。
- 厚生年金保険・健康保険の未適用事業所について、厳格・適正な適用を推進し、保険料負担の公平性を確保する。
- 労働保険との徴収事務の一元化を推進する。

⑤<予算執行の無駄の排除>

最も無駄のない役所を実現する。

(到達目標)

- 効率性・透明性・厳格性が徹底された会計の仕組み・予算執行を確立する。
- システムの刷新、調達方式の見直し等により、システム関連のトータルコスト(初期コスト+ランニングコスト×耐用年数)の低減及び業務運営の合理化を図る。

⑥<個人情報保護の徹底>

個人情報保護への認識が徹底された職場を実現する。

(到達目標)

- 個人情報保護の重要性についての認識が徹底された職場を実現する。

⑦<意識改革の徹底>

業務改革・組織改革を着実に実行するための基盤となる職員一人ひとりの意識改革を実現する。

(到達目標)

- すべての職員が改革意識を有する組織を実現する。

⑧<能力重視の人事政策の断行>

(到達目標)

- 能力本位で広域的な人事を行い、ガバナンスの利いた組織を実現する。

一方、社会保険庁の組織形態の抜本改革については、内閣官房長官主宰の「社会保険庁の在り方に関する有識者会議」及び厚生労働大臣主宰の「社会保険新組織の実現に向けた有識者会議」のとりまとめに沿って、平成18年の通常国会に、社会保険庁を廃止して国家行政組織法の特別の機関である「ねんきん事業機構」を設置する等の社会保険庁改革関連二法案を提出した。

しかしながら、国会審議の途上で、国民年金保険料の免除等に係る不適正な事務処理の問題が明らかとなり、国民の信頼を再び大きく損ねる事態となった。このため、与党内で改めて議論が生じ、関連二法案は、秋の臨時国会で審議未了廃案となるとともに、与党において新たな改革案がとりまとめられ、公的年金に係る財政責任・管理運営責任は国が担いつつ、その運営に関する業務を新たに非公務員型の公的新法人を設けて行わせることとなり、平成19年の通常国会に新たな法案を提出することとなった。

一方、政府管掌健康保険の運営を平成20年10月から切り離して全国健康保険協会（非公務員型公法人）を設置することについては、平成18年の通常国会で、健康保険法等の一部を改正する法律により成立している。

また、船員保険制度については、平成22年に労働者災害補償保険及び雇用保険への統合、全国健康保険協会への移管を柱とした改正法案が平成19年の通常国会に提出される。社会保険庁においては、制度の円滑な移行に向けて関係省庁及び関係部局との調整等の準備を進める。

国民の信頼に応えられる新たな組織の設立に向け、鋭意準備を進めるとともに、新組織移行までの間に、ガバナンスの強化や職員の意識改革に取り組むこととする。

